

令和8年（2026年）4月1日

令和8年度（2026年度）大津高校部活動にかかる活動方針

1 本校の部活動

陸上競技部、野球部、男子バレーボール部、女子バレーボール部、ソフトテニス部、体操部、男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、卓球部、水泳部、男子サッカー部、女子サッカー部、バドミントン部、テニス部、剣道部、少林寺拳法部、音楽部、美術部、メディア部（放送・写真）、演劇部、茶華道部（茶道・華道）、科学部（理化・生物・地学）、吹奏楽部、文芸同好会、英語同好会、JRC 同好会

2 目的

- (1) 自らの成長を感じ取れる日々の練習に励む
- (2) 顧問と生徒の信頼関係を通じて人間力を育成する
- (3) 生徒の能力・適性に応じて各部が定める目標の達成に精進する

3 練習日、練習時間

(1) 練習日

1週間の練習日は、原則5日以内とする。

(2) 休養日

平日に1日以上及び、土曜日または日曜日の少なくとも1日以上を休養日とする。（半日単位可。）なお、活動場所のスケジュール等により、別日に設定することができる。

(3) 上記（1）の基準を超えた練習日

ア 公式戦等のスケジュール等により、生徒の能力・適性、健康・安全、顧問の負担に十分配慮しながら、計画的に休養日を週1日とすることができる。

イ 本校の特色、生徒の実態、活動の特性の観点から、本校の重点部活動^{*}については、生徒の能力・適性、健康・安全、顧問の負担に十分配慮しながら、1年間の範囲の中で休養日を設定する。

^{*}重点部活動は、毎年校長が判断する。

(4) 練習時間

ア 練習時間とは、指導者が直接指導に当たる、生徒の実活動時間の総計をいう。

イ 原則として、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。

(5) 下校時刻等

平日は午後7時30分（文化系は午後7時）とし、体育館の最終ローテーションに割り当てられた部活動に限り午後8時とする。ただし、休日及び長期休業期間は午後6時30分とする。なお、活動場所のスケジュール等によりこれを超える場合は、顧問が適切に指導する。

また、平日の部活動においては、生徒の登下校時の服装は本校指定の制服とする。ただし、特別な事情がある場合は、顧問の許可を得てこれを変更することが

できる。

4 県内外での合宿、練習試合等

県内外での合宿、練習試合等の実施にあたっては、部活動顧問が、1週間前までに練習相手、試合日、場所、時間、引率等について明記した諸行事参加願を提出し、校長（または副校長）から承認を得る。

5 大会等への参加

運動競技会への参加は、高体連主催大会並びに共催の大会とする。市町村並びに競技団体、その他の団体が主催する大会への参加については、事前に校長の承認を得ることとする。

文化部活動に関わる大会等への参加は、高文連主催の事業とする。その他の大会等への参加は、大会が学校教育活動の一環という判断の下、各部活動が参加する大会等を精査し、事前に校長の承認を得ることとする。

いずれの場合も部活動顧問は、1週間前までに大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した諸行事参加願を校長に提出し、承認を得る。

6 その他

(1) 部活動顧問会議

ア 年度始めに顧問会議を実施し、共通理解を図る。また、必要に応じて顧問会議を開く。

イ 定期的に部長会、部活動集会等を開催し、目標の共通理解を図り、部活動の活性化につなげる。

(2) 部活動費等について

ア 部活動費等については、必要かつ最小限度にとどめ、運営の改善に努める。

イ 部活動費等の会計については、原則部活動保護者の依頼のうえ、校長の承認を得て、教職員が会計の管理をすることができる。

ウ 当該部活動の決算の報告・監査・承認の後、速やかに決算報告書の写しを校長に提出する。

(3) その他

部活動顧問は、日々の活動状況等を把握するとともに、生徒理解に努める。また、保護者に部活動通信等で活動計画・報告を行い、部活動への理解と協力を得ることができるように努める。なお、生徒の安全確保および校内環境の維持を目的として、保護者による送迎時の対応については、学校敷地内への車両の乗り入れを禁止する。ただし、特別な事情により校内への乗り入れが必要な場合は、事前に学校または顧問の許可を得ることとする。